

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年8月31日(水) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 6番委員 金澤 敬治  11番委員 板東美佐緒</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 令和5年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について  第2号議案 2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第6号議案 非農地通知の審議について  第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について  第9号議案 買受適格証明願(耕作目的)の審議について</p> <p>報告事項</p> <p>農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地改良届について</li> <li>7. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について</li> <li>8. 農地であることの証明について</li> </ol>

	9. 転用許可の取消について（5条許可）
--	----------------------

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和4年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える15名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番、岸本 昇委員、議席番号3番、天羽俊文委員、議席番号6番、金澤敬治委員、議席番号11番、板東美佐緒委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号10番 佐々木永薫委員と、議席番号19番 市岡沙織委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、議事に移ります。本日の案件は、農政関係議案からとなります。

第1号議案、令和5年度に向けた農業施策等の市長提言(案)についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、「令和5年度に向けた農業施策等の市長提言(案)」について説明します。

提言につきましては、9月29日の午後、総会開催前に、会長と会長職務代理者の岸本委員、金澤委員、そして大貝委員、久米委員、植田委員とで、これから協議していただく内容を、「提言書」という形で市長又は第二副市長に提出し、少し意見交換を行う予定です。市長部局の回答については、11月総会で報告できればと考えております。

資料「農政関係議案」の1ページをお開きください。今年度は、委員の皆さんの御意見を基に、3件の提言として取りまとめましたので、順に説明いたします。

1番、「市街化区域の営農支援について」ですが、以前から、提出させていただいている内容になります。今回は廣瀬委員さんと谷川委員さんから、市街化区域農業の税の負担軽減について意見をいただきました。それでは読ませていただきます。

#### 【資料朗読】

続いて2番、「遊休農地解消への支援について」です。今回、委員の皆さんからは意見としてあがってきませんでしたが、継続的な問題でありますので、入れさせていただきました。読ませていただきます。

#### 【資料朗読】

昨年の県への提言で、担い手の再生作業の労務費を補助対象とすることや機構が直接借り受けて再生して貸し付ける制度の創設を意見として提出しておりましたが、それがかなったのか、たまたまなのか、今年度から機構が自ら再生・貸付けを行う事業へと変わったようです。しかしながら、全く知らされていない状況であるため、速やかな周知をお願いするものです。加えて、機構が借り受ける遊休農地は限定されてしまうため、対象外の農地についても支援策を講じていただくようお願いするものとなっております。

続いて2ページをお願いします。3番の「担い手等の育成支援」について、4項目の提言を上げております。このうち、(2)番は廣瀬委員さん、(4)番は植田委員さんの意見を基に作成し、(1)、(3)は日頃の皆さんの意見を参考にまとめました。読ませていただきます。

【資料朗読】

以上、3つの提言を、9月の総会前に行う予定としておりますので、内容について、御審議よろしく申し上げます。第1号議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問はありませんか。  
それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第1号議案、令和5年度に向けた農業施策等の市長提言については、原案とおりの内容で提言を実施することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については承認することに決定いたしました。なお、提言の結果については、11月の総会で報告し、農業委員会だより1月号に掲載する予定でございます。  
続いて第2号議案、2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)についての審議を開始します。この政策提案は、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に提言するものでございます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、「2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)」について説明します。今年度は、9月下旬から10月上旬までの間に、県農業会議が県知事に対して提言書の提出を行う予定で、川人会長も農業会議の副会長として参加することとなっております。各農業委員会からの意見の提出は、本日が締切りとなっておりますので、議決後、直ちに提出することとなります。  
1の「国に対し知事から提言や要請いただきたいこと」の(1)、「農地中間管理事業をはじめとした農地集積並びに担い手育成に関する諸事業等に対する意見・提言等」といたしましては、板東委員さんからの意見を基にまとめております。読ませていただきます。

【第2号議案 1-(1) 朗読】

県の担当や農地中間管理機構に、整備事業の対象が土の畦畔(けいはん)となっている理由を聞いてみたところ、予算の都合ではないかとのことであつたため、提出することとしました。環境保護のような縛りをかけているのではないようです。コンクリート畦畔(けいはん)も可となることによって、ほ場整備が進むよう、国への要望をお願いするものであります。

続いて2番、「次年度以降の県農業施策に反映いただきたいこと」については、4件あります。まず、(1)番については、植田委員さんの意見を基に作成しております。

【第2号議案 2-(1) 朗読】

次に(2)番、「米の消費拡大と海外輸出の推進」について、佐野推進委員さんから意見をいただきました。読ませていただきます。

【第2号議案 2-(2) 朗読】

4ページをお願いします。続いて(3)番、「農業用ため池の機能復帰への支援強化」ということで、野口委員さんからの意見を基に作成しております。読ませていただきます。

【第2号議案 2-(3) 朗読】

浚渫（しゅんせつ）をしてもらえないかとの意見を受けて、調べましたところ、昨年度から令和6年度までの予定で、県の事業で浚渫（しゅんせつ）への支援の事業があり、事業主体に対して県50、市50の割合で補助金が充てられますが、事業主体に条件があり、市内の過半数のため池について対象外となってしまうため、今回の提出案にさせていただきます。

最後に(4)番、「農地中間管理機構の活用推進と貸借農地の管理徹底」についてでございますが、佐野推進委員と谷川委員さんから意見をいただきました。読ませていただきます。

【第2号議案 2-(4) 朗読】

提案内容については、以上で説明を終わります。提出後にどれだけ県農業会議が採用し、まとめていただけるかはわかりませんが、本市農業委員会の意見として本日提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見、御質問はありませんか。  
それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案、2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案については、原案どおりの内容で提出することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については承認することに決定いたしました。県への提出結果についても、市長提言と同様、後日報告いたします。

(農地関係議案 午後3時30分)

議長 これより農地議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後71aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後499aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積はこの後の5番案件と併せて許可後51aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後98aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、貸人から借人へ、相手方の要望による使用貸借権の設定で、農地1筆に権利を設定するものです。譲受人の耕作面積は3番案件と併せて許可後51aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上5件で、対象地は、田のみ5,303㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請人は所有する農地を農地改良のため一時転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、農地区分が第1種農地で、転用規模が大規模である1番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は以上3件で、地目は、田2,269㎡、畑247㎡で合計2,516㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地767㎡、その他施設用地1,749㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月19日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、安廣推進委員、瀬畑推進委員と私の委員4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、渋野町佐野にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、農地改良であり、高低差のある農地を客土し、農耕の効率化を図るものです。造成については、隣接する道路の高さまで最大で1.2mほど山土で盛土し、耕作土が流れないように周囲に擁壁を設置します。排水については、徳島市管理の水路が隣接しており、改良後も引き続き適正に使用する旨の上申書も提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、1番案件を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、1番案件を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。それでは、議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、進入路及び露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

6番から9番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。この案件につきまして、令和4年3月に、一度許可申請がありましたが、書類の不備により取り下げられました。その際に、地区審査を行っております。

10番から24番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表となっている会社に貸し付ける、露天貸資材置場に転用するものです。本案件における他法令の許認可のうち、1年以内に3,000㎡以上の埋め立てを行う際に必要な徳島県生活環境保全条例による特定事業の許可につきましては、埋め立て工期が3期に分かれており、面積がそれぞれ3,000㎡未満であること、工期の間隔がそれぞれ1年以上空いていることから、不要であると徳島県環境管理課に確認しております。また、現地の一部はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

25番と26番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地はいずれも、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設及び、それに付随する管理用地に転用するものです。

27番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

28番と29番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地はいずれも、JR吉成駅から半径300m以内に位置する第3種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

30番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

31番と32番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地はいずれも、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

33番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また農地を分断するおそれはありません。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

34番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である4番と33番案件、農地区分が1種農地である27番案件、転用規模が大規模である1番、3番、6番から24番、28番から32番及び34番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は、全34件で、地目は、田18,274.77㎡、畑7,703㎡で、合計25,977.77㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場19,455㎡、その他施設用地6,522.77㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月19日の午前9時30分より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、安廣推進委員、瀬畑推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、丈六町門前にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、隣接する道路の高さまで40cmほど盛土し、整地します。排水については、雨水のみで地下浸透することと、地元の土地改良区から意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月17日の午後2時より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と天羽委員、佐野推進委員、宮本推進委員の4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、大谷町寺里松にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、盛土はせず、整地のみ行います。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、隣接する水路に放流することと、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、4番案件の地区審査についてですが、本日、

天羽委員が欠席ということですので、事務局担当者からお願いします。

事務局 今月17日の午後2時30分より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、天羽委員と佐野推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、雑賀町北開西にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用しようとするものです。土地の造成については、盛土はせず、重機を用いて締固め、構内通路部分はアスファルト舗装とします。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、隣接する水路に放流することと、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して問題ないと判断したとのこと。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番から9番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 3月17日の午後2時より、6番から9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、谷野推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、八万町寺山にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、隣接する市道から約1m盛土し、アスファルトで舗装します。周囲については、西側は勾配をつけて通路を設置し、その他は、新設のコンクリート壁を設置します。排水については、雨水のみで2箇所の集水ますを設置し、既存の水路に排水することと、地元の水利組合から排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、八万地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして10番から24番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 今月17日の午前10時30分より、10番から24番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、松浦推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、一宮町西丁にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、露天貸資材置場であり、造成については、周囲に擁壁を設置し、約1.3m山土で盛土します。排水については、地下浸透及び、北側水路に放流することと、地元水利組合からの同意書も提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして27番から29番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月18日午前10時より27番案件の地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は坂東推進委員と私、転用者側3名、事務局2名の7名です。

申請地は、別宮八幡神社から東へ600mに位置し第1種農地に区分されます。今回の申請は所有権の移転を受け、平成31年4月と令和2年12月総会での転用済物件の隣接地における既存施設の拡張で、また農地を分断するおそれはありません。譲受人は、町内で土建業を営んでおり、現在所有する資材置場が手狭になったため、敷地拡張しようとするものです。申請地の西面と北面は新設のL型擁壁を施工し、盛土材料は良質の山土で盛土し擁壁の内側に土留めコンクリート立米ブロックを並べて隣接農地への土砂等の流入防止に十分な配慮を行い、排水は雨水のみで地下浸透処理と東側の市排水路に勾配を付けて排水することです。また、過去の転用済の土地も問題なく利用されており、地元土地改良区・水利組合との協議も整っています。

結論として、今回の転用許可申請について被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしており、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないとの心証を持ちました。

続きまして、今月18日午前10時15分より28番、29番案件の地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は坂東推進委員と私、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請地は、県道29号線のJA応神スタンド信号より東へ260mに位置し第3種農地に区分されるそうです。申請人は、運送業を営んでおり、現在は応神産業団地内に車両を保管していますが、近年受注高が上昇していることから車両の増加に伴う新たな保管場所の確保が急務となっており、今回の申請地は、南側が徳島環状線に、東側が市道に接しており、車両の出入りが各方面に便利であるため、露天駐車場として最適であるとのことで申請に至りました。土地の造成は再生砕石により東側を市道の高さに盛土し、西側から東側に勾配を取り、排水は雨水のみで地下浸透処理と東側既存の排水管、2か所に集水ますを設けて排水路に排水します。また、敷地周囲は既にコンクリート擁壁に囲われているため、周辺農地への影響が出る心配なく、隣接する四国電力の鉄塔及び送電線下等の同意書・地元土地改良区・水利組合との協議も整っています。

結論として、今回の転用許可申請について被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしており、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして30番から32番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月18日に30番から32番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員と細川委員、兼田推進委員と私の4名と事務局2名、転用者側1名になります。

30番の申請対象の農地は、川内町旭野にあり、第2種農地に区分されることです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。造成については、盛土はせず、現状の高さのままで整地し、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理

するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

続いて、31番と32番の申請対象の農地は、川内町大松にあり、第2種農地に区分されるとのことです。造成については、現状の高さから20cmほど碎石を敷いて整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございました。続きまして33番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員        今月16日の午後2時より、33番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は私と、転用者側1名、事務局2名の4名です。

申請対象の農地は、国府町和田字高田にあり、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、山土で東側道路高まで約70cm盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び既設集水ますを利用し西側水路に排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございました。続きまして34番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員        今月17日に34番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側2名です。

申請地は、国府町日開字南にあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、太陽光発電施設であり、造成はせず、碎石を敷き、整地します。排水は、雨水のみで、地下浸透及び東側の水路へ放流する計画で、土地改良区が存在しないため、上申書の提出がありません。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、南井上地区の委員として、許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長            ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、4番、6番から24番、27番及び30番の22件を許可相当として県に諮問し、残りの12件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は4番、6番から24番、27番及び30番の22件を許可相当として県に諮問し、残りの12件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、8月19日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をしております。

2番は、勝占地区で、5月11日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をし、8月16日に事務局職員1名で再度、現地の確認をしております。

3番は、佐古地区で、8月4日に実施した農地パトロールの際に地元委員さん2名、事務局職員2名で現地の確認をしております。

全ての対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第6号議案は、以上3件で、対象地は、田3,139㎡、畑6,211.91㎡、合計9,350.91㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書10ページを御覧ください。

1番は、土地改良法に基づくほ場整備事業による一時利用地が含まれていますが、全ての農地で継続して耕作しております。

2番は、倉庫として利用している箇所や、申告当時、農地の一部を貸し付けていたため、対象から除外されている箇所もございますが、それ以外の農地は問題なく耕作を継続しております。

3番は、宅地及び倉庫として利用している箇所を除外していますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

4番は、農作業用広場及び倉庫として利用している箇所を除外している農地と耕作

権の設定により耕作している農地がございますが、問題なく耕作を継続しております。

5番は、宅地として利用している箇所を除外していますが、それ以外の農地は、問題なく耕作を継続しております。

6番と7番は、問題なく耕作を継続しております。

第7号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田20,211.03㎡、畑10,337㎡、計30,548.03㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。それでは、議案書13ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。今月は新規設定が11件、再設定が10件で合計21件となっており、そのうち、賃貸借権が16件、使用貸借権が5件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が多家良地区7筆・3件、4番が、八万地区1筆・1件、5番から6番が入田地区4筆・2件、7番が、不動地区3筆・1件、8番から9番が応神地区4筆・2件、10番から11番が川内地区5筆・2件、12番から14番が国府地区9筆・3件、15番から17番が南井上地区7筆・3件、18番から21番が北井上地区13筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田10筆・11,132㎡、畑43筆・49,035㎡の合計53筆・60,167㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局よ

り、議案の説明をお願いします。

事務局 第9号議案、買受適格証明願について御説明します。議案書16ページを御覧ください。

1番から3番は、いずれも差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものであります。競売に参加する際には、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。3件とも耕作目的での取得でありますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否を御審議いただくものです。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っており、また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまふ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられまふ。

1番と2番案件は、同一人からの申請であり、申請人の耕作面積は1番と2番どちらも取得した場合は52aに至り、対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

ただし、1番の案件については、2番が落札できなかつた場合は下限面積に達せず、3条許可の要件を満たさなくなりまふ。

3番案件において、申請人の耕作面積は取得後114aに至り、対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

第9号議案は以上3件で、対象地は田4,816㎡、畑403.87㎡、合計5,219.87㎡となりまふ。

これらの案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があつた場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なつていと認めたときを除き、許可をするものとするにつつましても、あわせて御審議いただきますようよろしくお願ひします。

なお、本審議につつましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和4年9月7日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分御留意くださいますよう、よろしくお願ひいたします。それでは、御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につつまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありまふか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案の買受適格証明願については、全案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があつた場合は、交付時と事情が異なつていと認めたときを除き、会長が許可することについて異議はございまふか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となつた者から、法第3条の許可申請があつた場合は、交付時と事情が異なつていと認めたときを除き、会長が許可するものとします。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書17ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。18ページにわたり、相続による権利取得5件受理しました。

19ページを御覧ください。2番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。2件交付しました。

20ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。2件受理しました。

21ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。24ページにわたり19件受理しました。

25ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。4件受理しました。

27ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

28ページを御覧ください。7番は、農地の転用制限の例外農地法第4条による届出についてです。1件受理しました。

29ページを御覧ください。8番は、農地であることの証明についてです。3件証明しました。

30ページを御覧ください。9番は転用許可5条許可の取消についてです。2件取消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、御意見がないようですので、以上をもちまして、令和4年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。